

勤務条件について

1 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 勤務時間等

(1) 勤務時間

- ① フルタイム勤務職員は、定年前の常勤職員と同様、週38時間45分勤務とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。
- ② 短時間勤務職員の勤務時間は公務能率等を勘案し、1日7時間45分勤務の場合は、
 - ア 週2日勤務
 - イ 週3日勤務の2形態、1日4時間55分勤務の場合は、
 - ウ 週5日勤務の1形態、計3形態を基本として設定するものとする。
なお、週5日勤務の勤務時間は、公務の運営上の事情を考慮して定める。

(2) 週休日

- ① フルタイム勤務職員の週休日は、定年前の常勤職員と同様、日曜日及び土曜日とする。
- ② 短時間勤務職員（週2日勤務、週3日勤務）の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において設けることができる。
- ③ 短時間勤務職員（週5日勤務）の週休日は、定年前の常勤職員と同様、日曜日及び土曜日とする。
- ④ 公務上の必要があれば週休日の振替は可能とする。

3 休暇

(1) 年次休暇

- ① フルタイム勤務職員の年次休暇の付与日数は、定年前の常勤職員と同様、1年につき20日とする。
- ② 短時間勤務職員（週2日勤務、週3日勤務）の年次休暇の付与日数は、20日を基準に1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。
- ③ 短時間勤務職員（週5日勤務）の年次休暇の付与日数は、定年前の常勤職員と同様、1年につき20日（1日は4時間55分）とする。

(2) 特別休暇

- ① スクーリング休暇、長期勤続休暇は適用しない。
- ② 短時間勤務職員（週2日勤務、週3日勤務）のボランティア休暇、結婚休暇及び夏季休暇については、比例付与とする。（日単位のため端数は四捨五入）
- ③ 上記以外の特別休暇は、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前の常勤職員と同様の取扱いとする。

(3) その他の休暇

病気休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前の常勤職員と同様の取扱いとする。

(4) 職務専念義務の免除

職務専念義務の免除については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前の常勤職員と同様の取扱いとする。

(5) 育児休業

育児休業については、フルタイム勤務職員は定年前の常勤職員と同様の取扱いとし、短時間勤務職員は、週3日勤務者及び週5日勤務者は、原則、子が一歳に達する日まで取得可とする。

育児短時間勤務については、フルタイム勤務職員は定年前の常勤職員と同様の取扱いとし、短時間勤務職員については認めない。

部分休業については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前の常勤職員と同様の取扱いとする。

(6) その他の休業

フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに、大学院修学休業、自己啓発等休業及び高齢者部分休業は認めない。

4 給与等

(1) 給料月額（別紙参照）

- ① 給料月額は職務の級ごとの単一の額とし、昇給はしない。
- ② 短時間勤務職員の給料月額は、フルタイム勤務職員の給料月額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(2) 諸手当等

① 支給される手当等

教職調整額、給料の調整額、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末・勤勉手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当

※ 短時間勤務職員（週5日勤務）の時間外勤務手当は、勤務時間が7時間45分に達するまでの勤務にあつては100/100とする。

② 支給されない手当

扶養手当、退職手当

※ ①②とも、条例改正があつた場合、対象となる手当は変動することがある。

5 その他

(1) 公務災害

地方公務員災害補償法の規定に基づく地方公務員災害補償基金の補償が行われる。

(2) 医療保険及び年金保険等

- ① フルタイム勤務職員については、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付及び長期給付が適用される。
- ② 短時間勤務職員のうち、週当たりの勤務時間が20時間以上の職員は、医療保険については、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付が適用され、年金については、厚生年金保険法に基づく日本年金機構の厚生年金が適用される。
- ③ 短時間勤務職員のうち、週当たりの勤務時間が20時間未満の職員は地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法が適用されず、国民健康保険の被保険者又は共済組合の任意継続組合員となる。

(3) 雇用保険

フルタイム勤務職員及び週3日勤務者、週5日勤務者は、雇用保険の被保険者となる。

(4) 互助会

- ① フルタイム勤務職員については、会員となる。
- ② 短時間勤務職員については、会員とならない。

暫定再任用職員の給料月額について

《教育職給料表（三）》

【小・中・義務教育学校の教諭・養護教諭・栄養教諭に暫定再任用の場合】

	勤務形態		職務の級
			2 級
給料月額	フルタイム		276,000円
	短時間	週 2 日	110,400円
		週 3 日	165,600円
		週 5 日	175,096円

※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）

《教育職給料表（二）》

【特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭に暫定再任用の場合】

	勤務形態		職務の級
			2 級
給料月額	フルタイム		279,100円
	短時間	週 2 日	111,640円
		週 3 日	167,460円
		週 5 日	177,063円

※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）

《行政職給料表》
【事務職員及び学校栄養職員】

	勤務形態		職務の級		
			1 級	2 級	3 級
給料月額	フルタイム		219,500円	260,000円	279,700円
	短時間	週 2 日	87,800円	104,000円	111,880円
		週 3 日	131,700円	156,000円	167,820円
		週 5 日	139,252円	164,946円	177,444円

- ※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）
- ※ 原則として退職時の職級より下位の職に任用することとし、給料の格付けは、任用された職に応じて決定する。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について

《教育職給料表（三）》

【小・中・義務教育学校の教諭・養護教諭・栄養教諭に再任用の場合】

	勤務形態		職務の級
			2 級
給料月額	短時間	週 2 日	110,400円
		週 3 日	165,600円
		週 5 日	175,096円

※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）

《教育職給料表（二）》

【特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭に再任用の場合】

	勤務形態		職務の級
			2 級
給料月額	短時間	週 2 日	111,640円
		週 3 日	167,460円
		週 5 日	177,063円

※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）

《行政職給料表》

【事務職員及び学校栄養職員】

	勤務形態		職務の級		
			1 級	2 級	3 級
給料月額	短時間	週 2 日	87,800円	104,000円	111,880円
		週 3 日	131,700円	156,000円	167,820円
		週 5 日	139,252円	164,946円	177,444円

※ 令和 7 年 1 0 月 1 日現在（給料表の改定があった場合、給料月額は変動することがある。）

※ 原則として退職時の職級より下位の職に任用することとし、給料の格付けは、任用された職に応じて決定する。